

福祉 (高齢・障害等)

心身障害者医療証 (医療証) の申請は8月31日(水)までです

▷対象 現在医療証をお持ちでない、8月31日現在65歳以上の方で、次の全てに該当する方

- ①65歳未満で身体障害者手帳1・2級(内部機能障害は3級まで) か愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級になった
- ②3年9月1日以降、生活保護を受けなくなったか、施設を退所し台東区に戻った、または都外から台東区に転入した方
- ③国民健康保険や社会保険に加入しているか、4年度の住民税が非課税で後期高齢者医療制度に加入している

▷所得限度額

扶養人数	所得限度額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人目以降1人につき	38万円加算

※世帯状況等に応じて各種控除が受けられる場合あり

▷必要な物 身体障害者手帳か愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳・健康保険証

※4年1月1日に区外在住の方は、所得額の記載のある3年度と4年度の住民税課税(非課税)証明書

▷申込み・問合せ 障害福祉課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1201 台東保健所保健予防課 TEL (3847) 9405

心身障害者福祉手当等受給中の方へー所得額による受給の見直しをしますー

8月分から、3年中所得(4年度課税標準額)により、受給対象者を見直します。以前に所得超過のため資格喪失となり、今回該当する方は、8月中に申請してください(国制度のものは申請不要)。

・心身障害者福祉手当(区制度)

▷対象 申請時20歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方(施設に入所中の方、難病患者福祉手当を受給中の方は除く)

▷支給額 15,500円か7,750円

・難病患者福祉手当(区制度)

▷対象 申請時65歳未満で、東京都の難病医療費助成を受けている方、小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方で、手当の対象疾病に罹患している方(施設に入所中の方、心身障害者福祉手当・児童育成手当(障害手当)を受給中の方は除く)

▷支給額 15,500円

・特別障害者手当(国制度)

▷対象 20歳以上で精神か身体に重度の障害があり、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態(両上肢・両下肢・体幹・内部機能および日常生活能力に著しい障害がある)にある方(施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて入院している方は除く)

▷支給額 27,300円

・障害児福祉手当(国制度)

▷対象 20歳未満で精神か身体に障害があり、日常生活で常時の介護を必要とする状態(両上肢・両下肢・体幹・内部機能および日常生活能力に著しい障

害がある)にある方(施設に入所中の方、障害を支給理由とする公的年金を受けている方は除く)

▷支給額 14,850円

◆以降、上記記事の共通項目◆

手当名(区制度)	扶養人数	本人所得および扶養義務者所得	手当名(国制度)	扶養人数	本人所得	扶養義務者所得
心身障害者福祉手当 難病患者福祉手当	0人	360万4千円	特別障害者手当 障害児福祉手当	0人	360万4千円	628万7千円
	1人	398万4千円		1人	398万4千円	653万6千円
	2人目以降1人につき	38万円加算		2人目以降1人につき	38万円加算	21万3千円加算

▷問合せ 障害福祉課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1201

スマートフォンで区内介護サービス事業者の求人情報が見られます

区HPの「健康・福祉」「高齢・介護」「事業者情報(区民の方へ)」に介護サービス事業者の求人情報を掲載しています。

※下記二次元コードよりご覧になれます。※仕事内容・採用等、詳しくは各事業者にお問合せください。

▷問合せ 介護保険課 TEL (5246) 1243



難病患者福祉手当をご存じですか

難病医療費助成制度(国および都疾病)の対象で、65歳未満の方は、難病患者福祉手当を申請できます。また、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象で、手当の対象疾病に罹患している方も申請できます。対象の疾病は区HPで確認できます。手当の受給には、所得制限等の支給要件がありますので、詳しくは下記へお問合せください。

▷問合せ 障害福祉課 TEL (5246) 1201

金婚・ダイヤモンド婚おめでとうございます

●金婚

- ・奥村徳三・弘子(元浅草1)
- ・大木正男・幸子(浅草6)
- ・杉林仁一・民子(松が谷2)

●ダイヤモンド婚

・中井俊晴・久美子(上野5)
結婚50周年(ダイヤモンド婚は60周年)を迎えるご夫婦で、5月までに申請した方を掲載しています(申請順・敬称略)。掲載を希望する方は、下記へご連絡ください。

▷申込み・問合せ 高齢福祉課 TEL (5246) 1221

認知症高齢者の専門相談(予約制)

▷日時 毎月第2・4金曜日午後2時～3時(1人30分程度)

▷定員 各2人(先着順)

▷場所・申込み・問合せ 介護予防・地域支援課(区役所2階⑤番) TEL (5246) 1225

認知症高齢者を介護する家族のこころのケア相談(予約制)

介護の悩み・介護方法等について、公認心理師・臨床心理士が相談に応じます。

▷日時 毎月第1・3水曜日午後2時～4時(1人50分程度)

▷場所 上記問合せ先か地域包括支援センター

▷対象 高齢者本人または介護している家族が区内在住の方

▷定員 各2人(先着順)

▷申込締切日時 各相談日1週間前の午前11時

▷申込み・問合せ 介護予防・地域支援課(区役所2階⑤番)

TEL (5246) 1225

ころばぬ先の健康体操 サポーター募集

区独自の「ころばぬ先の健康体操」を教え広める体操ボランティアを募集しています。



どこでも・だれでもできる体操です。体操の指導が未経験という方でも大丈夫です。

▷申込み・問合せ 介護予防・地域支援課 TEL (5246) 1295

住宅 まちづくり

都営住宅入居者募集(東京都公募)

▷募集住宅 家族向(ポイント方式)、単身者向・シルバーピア(抽選方式)

※申込みができる世帯が限定されています。詳しくは、下記へお問合せください。

▷申込書配布期間 8月1日(月)～9日(火)(閉庁日を除く)

▷申込書配布場所 区役所1階戸籍住民サービス課・5階⑩番住宅課、区民事務所・同分室、地区センター

※東京都住宅供給公社HPからダウンロード可。

▷申込み・問合せ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

TEL (3498) 8894

▷問合せ テレホンサービス

TEL (6418) 5571

台東区住宅課 TEL (5246) 1367

マンション管理・修繕相談員派遣制度

専門家(マンション管理士・一級建築士・弁護士)を理事会等に派遣します(資料代・会場費等は利用者負担)。



▷対象 分譲マンション管理組合、賃貸マンションを所有する個人

▷派遣回数 同一年度内に4回(1回につき2時間)まで

※利用後、派遣の結果報告の提出が必要

▷申込締切日 申請派遣を希望する日時のおおむね2～3週間前

※詳しくは、下記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▷問合せ 住宅課(区役所5階⑩番)

TEL (5246) 9028

健康

善意の献血ありがとうございます

区内在住で献血回数が50回に達した方以後50回ごとの回数に達した方に献血功

労者として、感謝状と記念品を贈呈しています。今回、次の方に贈呈しました。

竹本友和様(元浅草4丁目)

大泉孝夫様(清川2丁目)

澁谷尚男様(浅草1丁目)

これからも献血にご協力をお願いいたします。また、50回以上献血された方は下記へご連絡ください。

▷問合せ 台東保健所生活衛生課 TEL (3847) 9401

女性医師による女性のための健康相談「婦人科」(予約制)

▷日時 8月18日(休)午前10時～正午(1人20分程度)

▷場所 台東保健所4階

▷対象 区内在住か在勤で更年期や月経障害、不妊でお悩みの方

※医師とはオンライン相談です。

▷申込み・問合せ 台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497

子育て・教育

子育て心理相談(予約制)

「子供や家族のことでイライラしてしまう」「出産後、気分が落ち込みがち」などの相談を専門カウンセラーがお受けします。

▷日程 ①8月17日(休) ②23日(火)

▷時間 午前9時30分～11時

▷対象 区内在住で就学前の子供を育てている方

▷場所・申込み・問合せ

①浅草保健相談センター TEL (3844) 8172

②台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497

高等学校等の進学者に対して入学にかかる費用の一部を助成します

経済的な事由により児童を高等学校等(高等学校・専修学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校・各種学校の一部等)に進学させることが困難な方に対して、入学にかかる費用の一部を助成します。

▷対象 4月1日時点において以下の要件を満たしている方

①3年度に中学校を卒業し、4年度中に高等学校等に進学する児童の保護者

②対象児童および保護者が区内に住所を有する

③保護者全員の3年度の住民税が非課税 ※児童扶養手当を受給している場合、課税であっても対象

④生活保護を受給していない

▷支給額 (対象児童1人あたり) 保護者全員の3年度の住民税が非課税の場合は8万円、児童扶養手当受給者で、3年度の住民税が課税の場合は4万円

▷提出書類 奨学金支給申請書兼請求書、在学証明書(原本)または学生証の写し、3年度住民税課税証明書(受給者および配偶者のもの、3年1月1日現在、区外に住居登録があった方のみ)

※対象者には、4月下旬に申請書を送付しました。ただし、区が児童手当または児童扶養手当を支給していない方には送付していません。

▷問合せ 子育て・若者支援課(区役所6階⑥番) TEL (5246) 1232